

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して  
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、  
協働的な学びの実現～（中間まとめ）についての意見

全国特別支援学校長会  
会長 市川 裕二

I 「第I部 「総論」について」

○「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」というテーマは、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒にとっても、極めて重要である。特段、全ての子供たちの可能性を引き出すという観点は、大事にしてほしい。また、一律的な指導を見直し、個々の特性を最大限に伸ばすための個別的な指導への展開も重要である。一方で、集団でのルールやマナー、又は切磋琢磨することなど、他者を見つめ、自己を振り返り成長させてきた日本の教育の強みも重要である。

一方、特別支援教育においては、障害のある児童生徒一人一人の障害の状況や障害特性等を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じて、指導の目標や内容、配慮事項などを示した個別の指導計画を作成して指導に当たること、インクルーシブ教育システムの構築に向けては、一人一人の教育的ニーズ、本人及び保護者の思いや願い等に応じて、必要とされる合理的配慮を提供していくことが、具現化されている。

このように、特別支援教育において今まで培い、大切にしてきた「個に応じた指導」の考え方は、令和の日本型学校教育における「指導の個別化」「学習の個性化」及び「個別最適な学び」の考えと、どのような関係になるのか、どのように整理・説明すれば良いのかについて検討が必要である。

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

○「本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられるようになり・・・」とあるが、これは教員の働き方改革につながる点でもあり、広く考えれば予測不可能な時代を生き抜く資質・能力を育むことにつながっていく重要な課題であると考えられる。また、このことは、学校だけが教育の場ではないという視点にも関わることを再確認したほうが良い。

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

(1) 子供の学び

○各学校段階で目指す学びの姿として、①幼児教育、②義務教育、③高等学校教育があげられているが、これらを含んだ特別支援教育や特別支援学校についても触れる必要があるのではないかと。

○子供の学びには、実体験に伴う言語化や概念形成が校種や発達段階にかかわらず必要であると考える。ゲームやバーチャルな経験のみが肥大化して実体験の少ない子供が増えているといわれる。こうしたことを踏まえ実体験に基づく教育の重要性について記述を加えるべきである。

(2) 教職員の姿については、

○「さらに学校における働き方改革の実現により、教員が魅力ある仕事であることが再認識され…」とあるが、業務改善や勤務条件の改善は必要かつ重要な課題であるから「働き方改革」は推進すべきである。しかし、「教職の魅力」は業務の負担度や勤務条件の側面からのみ語られることではない。「それによる教職の魅力の再認識」を結びつけた表現は誤解を招くと感じる。教員としての使命感を有して教職を志望する人材が増えるような教員の魅力の発信も必要ではないか。教員になろうとする動機づけについて、大胆に踏み込んでほしい。

○これまでの教育制度で学び、養成されてきた現職の教員が、新しい時代の教育に対する意識を持ち、理解し、意欲をもって改善する姿勢を高めることが大きな課題である。

#### 4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性について

○「一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった、(中略)、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていくという考え方に立つべきである。」との部分は、特別支援教育については、特に重要である。

○「学校現場に対して新しい業務を次から次へと付加するという姿勢であってはならない。」とあり、教員以外の専門家による役割分担の必要性が述べられている。しかし、児童相談所等の関係機関も看護師等の専門家の人材不足、保護者は仕事をしていて学校の教育活動への参加が難しい、地域住民も高齢化により協力を求めにくい等、あらゆるところで人材不足となっている。人材確保と研修による専門性の向上が必要なことは実感しているが、あらゆる場所での人材不足を、具体的にどう解決していくのが課題である。

○「学校現場が力を存分に発揮できるよう、学校や教師がすべき業務・役割・指導の範囲・内容・量を、精選・縮減・重点化するとともに、教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT 環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが、国に求められる役割である。」については、「教員の疲弊」と関連して、校長会として、極めて重要な提言であると考えため、是非とも推進していただきたい。

○「学校における働き方改革の推進(例えば、教材研究・教材作成等の授業準備にかかる時間・労力を削減すること)」とあるが、質の高い授業を行うには、教材研究・教材作成は不可欠であるため、表現の変更が必要である。

○働き方改革については、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学校種の特徴におうじた具体的な検討も必要ではないか。

○「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ」「学校運営協議会制度」「地域の関係機関との連携・協働」について人的配置の充実に加えて、校内

外の調整役に専念できるコーディネーター等の人材の配置を教員定数に組み込むなど明確な配置の方針を検討してほしい。

○GIGA スクール構想を実現するためには、学校のICT環境だけでなく家庭の通信環境を充実させる必要があるため、家庭への支援の観点も検討していただきたい。

## Ⅱ 「第Ⅱ部 各論 「4. 新時代の特別支援教育の在り方について」について」

### (1) 基本的な考え方

○「連続性のある多様な学びの場」は大切な考え方だと考えるが、「連続性」についての具体的な説明があるとイメージを共有できる。

### (2) 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

#### ①就学前における早期からの相談・支援の充実について

○共働き家庭や一人親家庭など、必要な支援を受けたくても十分な支援を受けられない家庭との連携を推進するためには、教育・福祉・家庭との連携が重要であるため、他機関の連携を一層深める必要がある。

○早期の相談において、保護者の障害受容には一定の時間を要することが多い。保護者の心情に寄り添う支援の視点も必要である。

#### ②小中学校における障害のある子供の学びの充実

○副次的な籍は、地域との関係や交流及び共同学習を推進するだけでなく、インクルーシブ教育システムの中で、障害のある児童生徒を含む多様な幼児児童生徒一人一人に最適の教育的支援を提供するための重要な柱であるため是非とも推進するべきである。このため、副次的な籍を全国的に制度化するなどより踏み込んだ「新時代」の制度改革を期待する。一方、副次的な籍を充実させるため、コーディネートをする人材や仕組みづくりについても併せて検討をお願いする。

○今後、特別支援教室構想をどうしていきたいのか、もう少し踏み込んだ方向性を示すべきではないか。

○教員定数の見直しなど、小中学校で学ぶ障害のある児童生徒への指導体制の充実など、小中学校において、障害のある児童生徒の学びの充実が図られていると実感できる施策が必要である。

#### ③特別支援学校における教育環境の整備

○知的障害者である幼児児童生徒に対する各教科等の在り方の検討は新学習指導要領の趣旨を推進するため、是非とも推進してほしい。また、知的障害特別支援学校の各教科の指導を行うにあたっては、各教科の専門性も必要であるため、小中高等学校との人事交流が柔軟にできる仕組みなどの取組の推進についても検討が必要である。一方、これまで知的障害教育には、幼児児童生徒が生活上の課題を自ら解決していく力を身につけるために、各教科等を合わせた指導を実践してきた伝統と蓄積があることも踏まえ、各教科等の在り方を検討していただきたい。

○特別支援学校の「設置基準」については、学校所在地や障害種別等の違いにより、教育環境に格差が生まれることがないようにするためにも、大変喜ばしいことである。教室不足の現状を容認するような基準ではなく、障害のある幼児児童生徒にとって望ましい豊かな学習環境を整備するという観点に立って策定するように明示していただきたい。また、特別支援学校が大規模化し過ぎていることについても、設置基準の策定で検討してほしい。基準の策定以後、それを満たさない学校が少なからず生じるはずである。それらの学校に対し、国としてどのように支援を行い、どのように最低限必要な教育条件を整備するかについての方針を打ち出してほしい。

○医療的ケアの更なる充実を目指すのであれば、配慮の必要な子供に対する高度な衛生基準の対応や、最近の自然災害の多発を踏まえての備蓄倉庫・発電機・発災時の宿泊場所、福祉避難所の指定へなどの災害時の対応も、特別支援学校の環境整備の充実として重要である。

○特別支援学校に在籍する発達障害の幼児児童生徒が増加していることを踏まえ、発達障害の障害特性に応じた学級編制などの指導体制の抜本的な検討が必要である。

○ICTを活用した在宅就労は、肢体不自由特別支援学校や病弱特別支援学校等の卒業者の自立と社会参加につながる貴重な形態である。ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導方法の開発においては、分身ロボット等、最先端の支援機器類の導入を促進が必要である。

○デジタル教科書や教材の普及促進については、各障害種別等の実態を十分把握し、適切に推進していく必要がある。例えば、視覚障害者の幼児児童生徒一人一人の見え方や、視覚的に抱える困難、眼疾は多様であり、幼児児童生徒ごとにデジタル教科書が「適」の場合もあるし、拡大教科書の方が「適」の場合もある。幼児児童生徒の実態に合わせて、デジタル教科書を含む多様な選択、支給できる体制を構築していく必要がある。

○医療的ケアについて、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し実施体制を構築していくことは重要であるが、医療機関が隣接していない等、医療機関と距離がある特別支援学校の場合、学校における医療的ケアを指導助言してくれる医師の配置が必要であるため検討をしてほしい。また、特別支援学校とは離れるが、医療的ケアが必要な幼児児童生徒は、小中学校や高等学校にも在籍していることを踏まえた体制構築を検討してほしい。

○特別支援学校におけるセンター的機能の役割が増す中、特別支援教育を推進するための人的体制は必ずしも十分でない状況である。特別支援学校においてセンター的機能の推進役となる特別支援教育コーディネーターの複数配置についての検討が必要である。

○特別支援学校のセンター的機能などによる特別支援学校と小中学校等の連携、学校と福祉、医療、雇用との連携など、情報の連携を深めるため、ICTを活用した情報連携の推進が重要となると考えられる。こうした施策についても検討が必要である。

#### ④高等学校における学びの場の充実

○高等学校における特別支援教育の充実はぜひ推進してほしい。

○生徒の就職等に関して、特別支援学校との連携はもとより、中核地域支援センターのような関係機関と高等学校の連携も必要ではないか。

○通常の学級で学んでいたり通級による指導を受けていたりする発達障害の中学生が、特別支援学校高等部への入学を希望するというケースもある。また、中学校の自閉症・情緒障害学級に在籍する生徒のうち、知的障害のない生徒は、高等学校に進学するしかなく、このため支援が不十分なまま高校で3年間を過ごし、社会人となっても、離職、引きこもりを招くケースも少なくない。こうした生徒が、高等学校における通級による指導だけで大きな改善が図れるか疑問がある。中学校の自閉症・情緒障害学級の中学校卒業後の状況について、高等学校段階から社会人の段階まで幅広く追跡調査・分析をするなどして、特別支援学校への進学や、高等学校の特別支援学級の設置など抜本的な改革の提案が必要ではないか。

○「特別支援学校の有する自立活動の指導のノウハウや、」という表記があるが、自立活動だけでなく、特別支援学校で行っている障害特性に応じた学習指導・生活指導・進路指導や学習環境の整え方などを高等学校で活用できると考える。

### (3) 特別支援教育に関する専門性

○特別支援教育に関する専門性については、特別支援教育に関する専門性はもとより、これまで以上に人権感覚が求められていると考えられる。

○これらの専門性は、数年間かけて培われるものであり、直接幼児児童生徒と関わる中で、感性も技術も磨かれるものである。そのための方策は何か？しっかり議論していただきたい。

○小中学校の特別支援学級及び通級による指導の専門性の向上は、特別支援学級担任が不足している現状の改善も含め、特別支援学校との異動の促進や一定の研修時間の認定制度など人材育成のための具体的な方策が必要である。また、特別支援学級担任及び通級による指導を担当する教員は、特別支援学校教諭免許状を有することを要件とするなど特別支援学校免許状の活用も含めて抜本的な課題解決のための議論が必要である。

○教員となる人材の育成に関するスタートは大学在学中から始まっている。大学在学中における学びや実経験等も重要な要素であり、それらを通じて学生一人一人の適性をしっかりと見極めることも大切である。教員免許の取得を目指す学生について、在学中に教員としての適性の有無をしっかりと判断できる体制づくり、免許の交付を行うべきである。

○特別支援学校免許状の履修科目では、是非、共通したコアカリキュラムの検討をお願いする。特別支援学校教員として採用される時に、最低限、特別支援学校の学習指導要領に基づき、障害の特性に応じた教科等の指導や自立活動の指導方法や ICT の活用の知識等を習得しておいて欲しい。

### (4) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

○特別な支援が必要な幼児児童生徒の「学びと共に生活を支えるための視点」が必要ではないか。「特別な支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至

るまで、地域で切れ目のない支援が受けられるような支援体制の整備が求められる」という視点を加えることはできないか。

○キャリア教育の充実については、学校評議員会やコミュニティ・スクールの機能を活用することでより充実を図れるのではないか。

### Ⅲ 各論のその他

○教員免許更新制度は、教員の大きな負担になっている。また、代替職員等を探す際に、免許を更新していないために採用できないことも多い。教員免許更新制度については、ぜひ、総合的に見直しを検討して頂きたい。

○教員免許更新制のプログラムを計画的に再編し、効果的に活用することで、教員が特別支援教育やいじめの防止などに関する知見を深めることができると思われる。

○教員の養成、育成、新しい時代の教育に関する啓発等に関する内容が、ICTに偏りすぎているように感じる。「主体的、対話的で深い学び」などの授業の在り方に関する内容が薄いように読める。

○幼稚園から高等学校（高等部）までが対象となるが、高等学校や高等部の生徒に対しても「子供」「子供たち」という表現で良いのか。

○子供の育ちの基盤となる「学校給食」や「食育」を担う栄養教諭を複数配置して活用することについての検討も必要ではないか。

○子供の障害を早期に発見し、適時、支援を開始することなど、特別な配慮を必要とする幼児の教育支援体制の充実は大切である、そのためには 例えば、幼稚園教員を目指す者が大学等の教職課程の段階から発達障害等障害のある幼児について学ぶことができるプログラム、採用後も学び続けることができる研修の仕組み等の構築が望まれる。

○「特異な才能を持つ幼児児童生徒」の表記について、「障害のある幼児児童生徒」となっていることから、「特異な才能のある幼児児童生徒」とすべきではないのか。

○コロナ禍による新たな学習スタイルの構築については、学校内・教室内での授業（学び）に縛られず、子供一人一人が学びの方法を選択できる方式が望まれている。